

弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No.17
2007/1



「多摩の弁護士をより身近に」

八王子法律相談センターに加えて立川法律相談センターがスタートして4年目を迎えました。立川では本年度から土曜日相談も開始しました。順調に相談件数が伸びていますが、まだまだゆとりがあります。

この秋から、八王子でも立川でも、クレジット・サラ金相談の相談料が無料となりました。多重債務者が生活破綻にいたる前に、気軽に相談に訪れてほしいと考えています。

現在当センターは、多摩地域の20ヵ所の自治体・社会福祉協議会との間で、相談担当弁護士の派遣に関する協定書をむすび、合計で101名の弁護士を派遣しています。今年度は、相談者から直接受任の依頼を希望する場合の、審査体制についても整備しました。派遣先からのご要望・ご意見をいただきながら、派遣弁護士の研鑽に心がけます。より一層、派遣制度のご利用をいただければ幸いです。

私たちは、市民の権利擁護のために、多摩地域における弁護士会の法律相談活動をもっと活性化しなければならないと考えています。今後ともよろしくお願ひいたします。

平成18年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 中野直樹

発行所

東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒192-0046 八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館

Tel(042) 645-4540・9451 Fax(042) 645-9419

三弁護士会ホームページ <http://www.tama-b.com/>

高齢者の財産管理

弁護士 増田径子

Q

近頃、自宅で一人暮らしの祖父は、年のせいか、通帳をしまい忘れたり、財布を失くしてしまったりすることがよくあります。先日は、もう少しで不必要なリフォーム工事の契約をしてしまうところでした。これから先祖父が自分の財産をきちんと管理していくけるのか心配です。良い方法はないでしょうか。

A

高齢化は年々進み、一人暮らしのお年寄りも増えています。加齢に伴う判断能力の低下は誰にでも起こりうることですが、このような高齢者は、悪質業者から狙われやすい存在ともなっています。老後のために蓄えてきた大切な財産を適切に管理し、守る必要があります。

①そのための方法の一つとして、地域福祉権利擁護事業の利用があげられます。この事業は、社会福祉協議会が行うもので、本人の住まいのある地域の社会福祉協議会の専門員と呼ばれる人が相談に応じてくれます。そして、本人の状況や希望に合った援助を受け、それに応じた利用料金を支払うことを内容とする契約を、本人と社会福祉協議会との間で結びます。通帳や土地の権利証など大切な書類を預かってもらったり、必要な分だけ預貯金の払戻しをしてきてもらったり、税金の支払いや年金の受領に必要な手続きをしてもらうこともできます。但しこれを利用できるのは、契約の内容を理解できるだけの判断能力のある在宅生活をしている人に限られます。

②次に、成年後見制度を利用する方法が挙げられます。この制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

① 任意後見制度は、本人が判断能力のあるうちに、信頼できる人(任意後見人)との間で、将来判断能力が低下したときに自分の財産を管理してもらうこと等を内容とする契約(任意後見契約)を結ぶことによって成り立ちます。この契約は、合意により、本人が受ける援助の

内容や範囲、報酬額についても決めることができますが、公正証書にする必要があります。また、この契約は、現実に判断能力が低下したときに、本人等の申立により家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から発効します。
② 法定後見制度は、本人の判断能力が低下したときに、本人や親族が家庭裁判所に申立を行い、家庭裁判所が本人の判断能力等について判断した後に、補助人、保佐人、後見人を選任するというものです。本人の判断能力の段階に応じて補助、保佐、後見が区別されます。補助人・保佐人には、本人の財産管理等に関する一定範囲の法律行為について同意権、代理権、取消権が与えられ、後見人には日常生活に関する行為以外の行為についての取消権と、すべての財産的法律行為についての代理権が与えられています。なお補助人、保佐人、後見人の報酬は、これらの者の申立により、家庭裁判所が本人の資力その他の事情を考慮して判断し、報酬決定が出れば、本人の財産から支払われることになります。

振り込め詐欺や、訪問販売による家屋のリフォーム工事などの悪質商法による被害が後を絶ちません。高齢者は騙しのプロ達の格好のターゲットになっています。

高齢者本人の財産の管理を任せられた人が、定期的に本人の資産や契約関係等をチェックすれば、騙しのプロ達による被害者となることを未然に防止することもできます。この意味においても、上記制度の利用は大変有用だと思います。

銀行実務と遺言の執行

弁護士 関戸 勉

1. 預金の相続 名義変更、払渡の手続

1) 銀行の一般的な相続に対する扱い

これらの手続につき銀行から相続人全員の承諾又は遺産分割の成立を求められます。その書式、必要書類等は各銀行で定めています。

最高裁の判例昭和29年4月8日判決(民集8巻4号819頁)「金銭その他の可分債権は当然分割され各共同相続人が相続分に応じた権利を承継する。」の趣旨からは各相続人が単独で法定相続分の払渡を請求できることになります。

銀行実務では必ずしもこのとおりの各相続人からの法定相続分についての払渡に応じていず、上記のような慎重な手続を求められています。しかし、この旨の判決や審判(預金債権は審判事項ではないが、当事者が分割の対象とすることに合意したときはその対象とするのが実務の扱いとなっている)をうけた場合は単独で請求ができます。

2) 遺言書がある場合には、遺言者による財産の処分として遺産分割と同じ効力が認められ、その遺言にそった手続がなされ、上記のように相続人全員の承諾は必要ありません。

① 遺言が遺贈(その多くは相続人以外の人に財産を譲渡する場合)である場合は名義変更等が遺言執行行為とされ、遺言執行者による手続が必要とされます。遺言執行者は遺言で指定された人、遺言で指定されていないときは家庭裁判所に選任の申立をし、選任された人です。預金について遺言執行者が(相続人の承諾なく単独で)受遺者への名義移転や払戻しをすることができます。東地平成14年2月22日判決は遺贈の遺言の遺言執行者に預金の払戻権限のあることを認めています。

② 遺言が相続人間の遺産分割の方法を指定し、遺言執行者を指定している場合(相続人Aに甲預金を相続させる、遺言執行者としてBを指定する遺言の例)

この場合も遺言執行者Bが単独で手続ができる扱いがなされています。

浦和地裁熊谷支部平成13年6月20日判決は銀行が遺言執行者の預金払戻を遺言の成立に疑義が

あるとして拒否したのは違法であるとした(銀行には遺言の有効無効を判断する権限はない)。遺留分の有無についても銀行に判断の権限はなく、これを理由に払戻の請求を拒否できないと考えられます。

上記の遺言で遺言執行者の指定のない場合当該預金を相続させる趣旨の明白な遺言はこれにより相続人Aは当然権利を取得しているものであり、遺言執行を必ずしも必要とはせず、その相続人Aが単独で払戻等の手続ができると考えられます。

以上は遺言書のある場合の一般的な取扱いであり、銀行によっては、顧客の公平な扱いや紛争に巻き込まれない観点から、遺言による処分が明白であっても、他の相続人の承諾文書や他の相続人への通知文書を求めることがあります。このような場合紛争のないこと等の説明が必要です。

2. 債務の承継手続

債務は相続人の可分のものであり、銀行から原則相続人全員に法定相続分の割合の債務額が請求されます。これは、遺言により、法定相続分とは異なった債務負担の指定があった場合も同じです。

ただし、遺言により法定相続分以上の債務負担の指定を受けた相続人(多額な住宅ローン付土地建物の相続をしたような場合)がこの遺言を承認した場合には、相続人間ではこの加重債務額を負担することになります。その相続人がこの加重負担を対銀行に対し承諾すれば銀行はこれを受入れますが、銀行が他の相続人に法定相続分の請求権を有し続けることに変わりはありません。

3. 貸金庫

原則、貸金庫契約の承継や開閉には相続人全員の承諾が求められます。遺言により遺言執行者が指定されているときは遺言執行者が貸金庫を開閉することができると考えられます。神戸地裁平成8年6月9日決定は遺言執行者に貸金庫を開閉する権利のあることを認めました。

クレジット・サラ金問題

今回はクレジット・サラ金に関する問題を問答形式で解説します。

弁護士 番 場 弘 文

Q グレーゾーン金利について

15年以上前から消費者金融会社から借金をして、今では借入と返済を繰り返す日々です。

最近、マスコミなどで「グレーゾーン金利」という言葉を耳にしますが、私の借金にも関係があるのでしょうか。

A 「グレーゾーン金利」は、分かり易く言えば、本来は払わなくてよいのに、消費者金融会社との約束で支払わされている利息です。利息制限法では、貸付金に対する利息を年利15~20%しか取ってはいけないことになっています。しかし、現在の法律では、利息制限法の金利を超える利息を取っても、年利29.2%までは罰則がありません。この利息制限法の利息と、罰則の対象となる利息までの間の部分を、白ではないが黒でもないという意味で、「グレーゾーン金利」と呼んでいます。

多くの消費者金融会社では、罰則の対象とならない年利25~29%程度に金利が設定されているため、借りた人は、本来支払う必要のない利息まで支払わされているのです。

払い過ぎた利息は、原則として、元金に充当することができるため、払い過ぎた利息分だけ元金を減額することができます。借入と返済の頻度や金額によっても異なりますが、10年くらい借入と返済を繰り返していると、50万円の負債がゼロになる場合があります。

さらに、払い過ぎた利息が元金の額を上回る場合には、消費者金融会社に対し、「不当

利得返還請求」として、過払金の返還を求めることができます。事案により異なりますが、20年くらい借入と返済を繰り返していると、消費者金融会社に対し100万円以上の過払金の返還を求めることがあります。

但し、払い過ぎ利息の計算は複雑ですし、一方的に約束の返済をストップすると消費者金融会社から督促を受けたり法的手段をとられたりするおそれがあります。利息の再計算による債務整理や過払金の返還を求める場合には、まずは、弁護士などの専門家に相談することをお勧めします。



Q 個人再生手続について

10年前に住宅ローンを組んでマイホームを購入しました。5年くらい前から、不況の影響でボーナスがカットされるなど年収が減りました。住宅ローンを支払うと生活費が足りなくなり、やむなく消費者金融業者から借入をするようになりました。その後も、住宅ローンの返済は続けていますが、消費者金融業者からの借金は膨らむ一方で、現在では、住宅ローンのほかに、消費者金融業者の借金が500万円になってしまい、これ以上支払を続けることが困難な状況です。できればマイホームは手放したくないのですが、何か良い方法はないでしょうか。



すべての方に当てはまる訳ではありませんが、マイホームを手放さずに債務整理できる場合があります。

債務の整理方法には、大きく分けて、①任意整理、②破産免責、③個人再生の3つがあります。ご質問のケースを前提に、それぞれの手続について説明します。

1. 任意整理

任意整理は、裁判所の手続を利用しない方法です。弁護士に依頼するなどして消費者金融業者と交渉して、月々の返済額を少なくします（Q1の「払い過ぎ利息の計算」による減額もこの方法の一つです）。但し、交渉で払い過ぎ利息の計算による減額はできても、それ以上に借入残金の減額をするのは難しく、また、返済期限も通常3年以内に完済するスケジュールを立てる必要があります。そのため、月々の返済額が多くなってしまうという難点があります。事案にもよりますが、借金の総額（住宅ローン以外の借金総額）がその人の年収額を上回るようだと、任意整理は難しいと思われます。

ご質問の方の場合、消費者金融業者からの借金500万円を3年で返済しようとすると、月々の返済額は約14万円となります。これとは別に住宅ローンの返済があることを考えると、任意整理で解決することは困難と思われます。

2. 破産免責

破産免責は裁判所の手続を利用して、借金などの負債を帳消しにする手続です。但し、破産免責では、借金などの負債を帳消しになると同時に、原則として自分の持っている財産を手放さなければなりません。

ご質問の方の場合、破産手続をとると、マ

イホームを手放さなければなりませんので、「マイホームを残したい」というご要望には沿わないことになります。

3. 個人再生手続

個人再生手続は、裁判所の手続を利用する、という点では破産免責と同じですが、借金の一部を返済し、事案によってはマイホームを手放さずに済むという点が破産免責と違うところです。

個人再生では、住宅ローンとその他の負債とで異なる取扱をします。住宅ローンについては、当初の約定どおり（または金融機関の協力のもとでの返済計画の見直しのうえ）返済を続けていきます。住宅ローン以外の借金等の負債については、通常、裁判所の手続を経て債権額を5分の1に減額してもらいます。なお、債権の減額率は、もともとの債権額や資産総額などにより異なりますので、ご注意ください。

ご質問のケースでは、住宅ローンの返済を今までどおり続け、消費者金融業者からの借入金については500万円を100万円に減額してもらい、減額後の100万円を原則3年間で返済する、という形になります。消費者金融業者への支払は、月々3万円程度になりますので、住宅ローンとあわせても何とか返済を続けることができる範囲でおさまる可能性があります。

ただし、この手続を利用するためには、幾つかの条件をクリアする必要があります。誌面の関係でここでは細かな説明まではできませんが、もし住宅ローンの返済と消費者金融業者への返済で苦しんでいる方がいれば、弁護士に相談するなどして、個人再生手続の利用を検討されるとよいでしょう

離婚・DV問題

弁護士 露木 肇子

1. ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人など、いわゆるパートナーからの暴力をいいます。

DVにおける「暴力」とは、殴る蹴るといった身体的暴力には限りません。怒鳴る、脅す、馬鹿にする、無視するなどの精神的虐待、生活費を渡さないなどの経済的圧力、性生活の強要、友人等との交際禁止といった行動拘束など、相手を萎縮させて「支配」するための手段はすべて含まれます。

2. DVの原因は、男女が社会的・経済的に不平等な社会構造にあると考えられています。つまり、男性は社会が期待する支配的役割を家庭においても果たし、女性は主に経済的理由から男性に依存して男性の支配を許してきたことがDVの温床となっています。

3. 被害者は、DVを繰り返し受けることで、身体的傷害を受けるだけでなく、精神的にも大きなダメージを受けています。

一般に被害者は、はじめは暴力を振るわれる理由が理解できず、自分に落ち度があったのだろうと自らを責めるようになります。そして何度も暴力や侮辱などを受けるにつれ、自分は愚かで価値のない人間だと否定的に評価するようになり、次第に無気力になっていきます。最悪の場合はうつ病などの精神病を発病することもあります。特に、被害者が加害者に経済的に依存している場合は、別れた後の生活への不安から離婚の決意をすることができず、暴力を耐え続けてしまい、このような最悪の状態に陥ることが多くあります。子どもの生活環境を変えることがためらわれる場合も同様です。

4. 2001年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。これにより各自治体は配偶者暴力相談支援センターを設け、被害者の保護や自立支

援を担うことになりました。DVからの避難を要する場合は、まず同センターにご相談されるとよいでしょう。

5. 同法の大きな特色は、身体的暴力をふるう加害者に対して、2種類の保護命令制度を設けたことです。

その1つである接近禁止命令とは、加害者が別居中の被害者に近づくことを禁止するもので、その期間は6ヶ月間です。子どもに近づくことを禁止する命令が出ることもあります。

もう1つの退去命令とは、加害者を住居から一時的に退去させるもので、その期間は2ヶ月です。この間に被害者が別居のための準備をすることを想定しています。

加害者がこの保護命令に違反すれば、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

6. DV被害者が離婚を望んでいても、夫婦が対等の立場にななく、当事者のみでの話し合いは大変困難であるため、まず弁護士に相談されることをお勧めします。

多摩地区法律相談センターでは「DV法律相談」という専門相談を設けています。センターの下記番号に電話いただければ、DVに詳しい弁護士をご紹介します。その弁護士の事務所でご相談を受けるシステムになっています。離婚手続だけでなく、保護命令や別居中の生活費請求の手続などのご相談にも応じられますので、是非ご利用ください。

ドメスティック・バイオレンス (DV)法律相談

八王子法律相談センターに
「DV法律相談の件」と言って
お問い合わせください。

☎ 042-645-4540
☎ 042-645-9451

市民法律講座

9月30日、毎年恒例の市民法律講座が催されました。今年は「離婚を考えているあなたへ～離婚に伴う法的諸問題」として、露木肇子弁護士に講演して頂きました。わずか2時間程度の講演だったにも関わらず、非常に内容が濃い講義でした。紙面の関係上、制限がありますが、簡単に概要を報告します(なお、少しでも多くの情報を掲載するため、以下、文体を変更します)。

1. 離婚の方法

①協議離婚、②調停離婚、③裁判離婚がある。このうち協議離婚が最も多い。協議離婚の場合であっても、養育費等の将来的な金銭給付が予定される場合、公正証書の作成が好ましい。原則として裁判の前に調停を行う必要がある。

2. 離婚の原因

協議離婚であれば、離婚原因は問わない。但し、裁判離婚となると離婚原因が要求される。民法上、①不貞行為、②悪意の遺棄、③配偶者の生死が3年以上明かでない、④回復見込みのない精神病、⑤その他婚姻を継続し難い事情がある場合に離婚原因が認められる。

なお、親との不和や相手方が破産した等の場合、あくまでも当事者の問題を考慮し、婚姻を継続し難いか否か慎重に判断する必要がある。

離婚の決め手としては別居期間の長さであり、長ければ長いほど認められやすい傾向にある。実務では、離婚原因がないケースでも、別居期間によっては一定の条件をクリアしている場合、裁判上認められる。

3. 離婚の際の請求

(1) 慶謝料

相手方が有責配偶者である場合、請求可能。一般的に考えられているよりも慶謝料相場は低い。離婚から原則3年以内であれば請求が可能であるが、証拠の問題等もあり、離婚と同時に好ましい。調停が駄目なら、裁判を提起する必要がある。

(2) 財産分与

婚姻期間中に夫婦2人で築いた財産については原則として2分の1ずつ分ける必要がある。妻の今後の生活を確保する必要がある場合、経済的自立ができるまでの援助を求める扶養的財産分与を請求することも可能。財産分与は離婚後2年内に請求する必要がある。

(3) 養育費

現在は東京家裁で作成された算定表が用いられている。判決の場合、養育費は成人まであるが、合意が成立すれば成人以降も請求が可能。もっとも、抽象的な取り決めではなく、子の養育年齢を定めるべき。調停で決まらなければ、審判が可能。その場合、双方の収入証明が必要。子が成人するまで請求可能。養育費については流動的であり、決定後、生活の状況等により、増減額の調停も可能。

4. 子どもの養育について

(1) 親権

裁判所は子の福祉や環境の安定に配慮するため、虐待等特殊な事情が認められる場合を除き、現に子どもを養

育している親に認められるケースが多い。したがって、子を家に置いて出たケースなどは、期間が長ければ長いほど、親権という点で不利になる。

親権と監護権は法律上、分離が可能。しかし、家制度が廃止された今日では、殆ど分離はなされない。

なお、収入の多寡や有無は養育費で調整すれば足りるので親権とは直接関係がない。

(2) 面接交渉

裁判所は「子の福祉」を最大限に尊重するため、虐待等がある特殊なケースを除いて、積極的に推奨されている。

5. 名前について

結婚時の氏のままでいるためには、婚氏統称届を離婚から3ヶ月以内に出す必要がある。離婚届提出時に一緒に出してしまうのが好ましい。婚氏統称届を出さない場合には結婚前の氏に復姓をする。但し、子の氏の変更については、家裁の許可が必要である。親と子が一緒の氏である必要は特にならない。

子の戸籍は動かさなくても特に問題はない。しかし、自分の戸籍を持っていきたいときには、子の氏の変更届が必要である。

6. DV事案

DVとは親しいパートナーからの暴力をいう。狭義の暴力だけではなく、精神的暴力や経済的暴力も含む。

DVのどの形態にも共通しているのは、パートナーの萎縮を利用した支配服従関係を作るという点にある。離婚の話はパートナーを怒らせ、暴力を振るわれる危険が増すため、同居のままで、なかなか難しい。

まずは、パートナーから逃げることが大切であり、シェルターの利用をすべき。

また、DV防止法の接近禁止命令・住居退去命令も上手く利用すべき。これらの命令を使えるのは、肉体的暴力がある場合のみであり、更なるDVの危険性も要求される。また、診断書や怪我の写真等の証拠も必要とされる。

これらの命令が出た場合、命令に違反すれば警察が動いてくれる。なお、命令の効力との関係で、発令後、半年を経過した場合、再度申立てをする必要がある。

7. 年金分割

2007年4月1日から年金分割制度が施行される。

分割の対象となるのは婚姻期間の保険料の納付記録であり、厚生年金と共済年金が分割の対象となる。この制度の適用となるのは、あくまでも今年の4月1日以降の離婚である。

合意分割については公正証書よりも、年金分割を含めた離婚調停にしておくのが、確実である。

年金分割については、弁護士では、とても試算できるようなものではないので、社会保険事務所で情報提供をしてもらうべき。既に06年10月から情報提供が開始している。配偶者が合意分割を拒んだ場合、審判となる。なお、年金分割は離婚から2年内に社会保険事務所に請求する必要がある。

2008年4月1日以降は機械的に分割してくれる3号分割制度が始まる。

報告者 渡邊 隆

法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

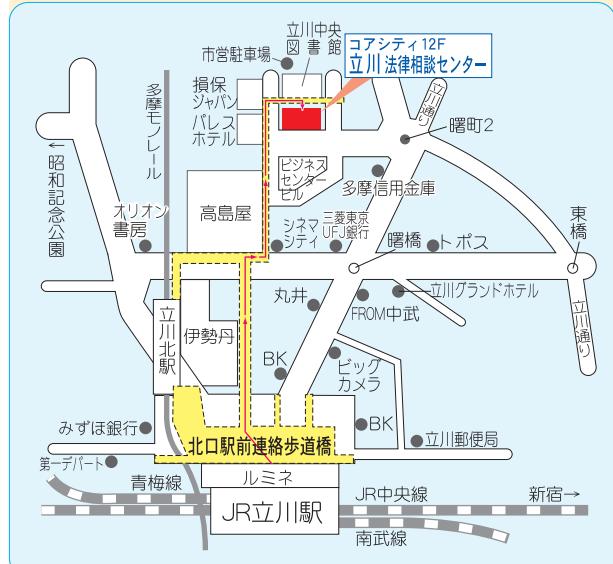
受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後4時

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい



*JR立川駅北口より徒歩5分
*駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター

〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F

042-548-7790

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前10時～午後4時
第1・3土曜日／午前10時～12時

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい



*京王八王子駅西口より徒歩3分
*JR八王子駅北口より徒歩7分
*駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11 多摩弁護士会館

042-645-4540・9451